

独立行政法人国立青少年教育振興機構

【目的】 青少年教育の振興及び健全な青少年の育成 を図るため、

我が国唯一の青少年教育のナショナルセンターとして、以下の事業を実施。

- ・青少年教育指導者の養成
- ・先導的・モデル的体験活動プログラムの開発・普及
- ・青少年に対する研修活動の場の提供
- ・青少年団体、関係機関の連携・協力の促進
- ・基礎的・専門的な調査研究
- ・青少年団体への助成

【沿革】 昭和34年 4月 皇太子殿下(今上天皇)の御成婚を記念し国立中央青年の家を設置、以降、全国13箇所国立青年の家を設置

昭和40年 4月 特殊法人オリンピック記念青少年総合センターを設置

昭和50年10月 国立室戸少年自然の家を設置、以降、全国14箇所国立少年自然の家を設置

昭和55年 5月 オリンピックセンターが文部省所管の施設等機関となる

平成13年 4月 (独)国立青年の家、(独)国立少年自然の家、
(独)国立オリンピック記念青少年総合センターが発足

平成18年 4月 上記3法人が統合し、(独)国立青少年教育振興機構が発足

【利用状況】

(平成21年度)

・総利用者数
486万人

〔震災による閉鎖中の施設があったことを考慮すると過去最高の利用状況〕

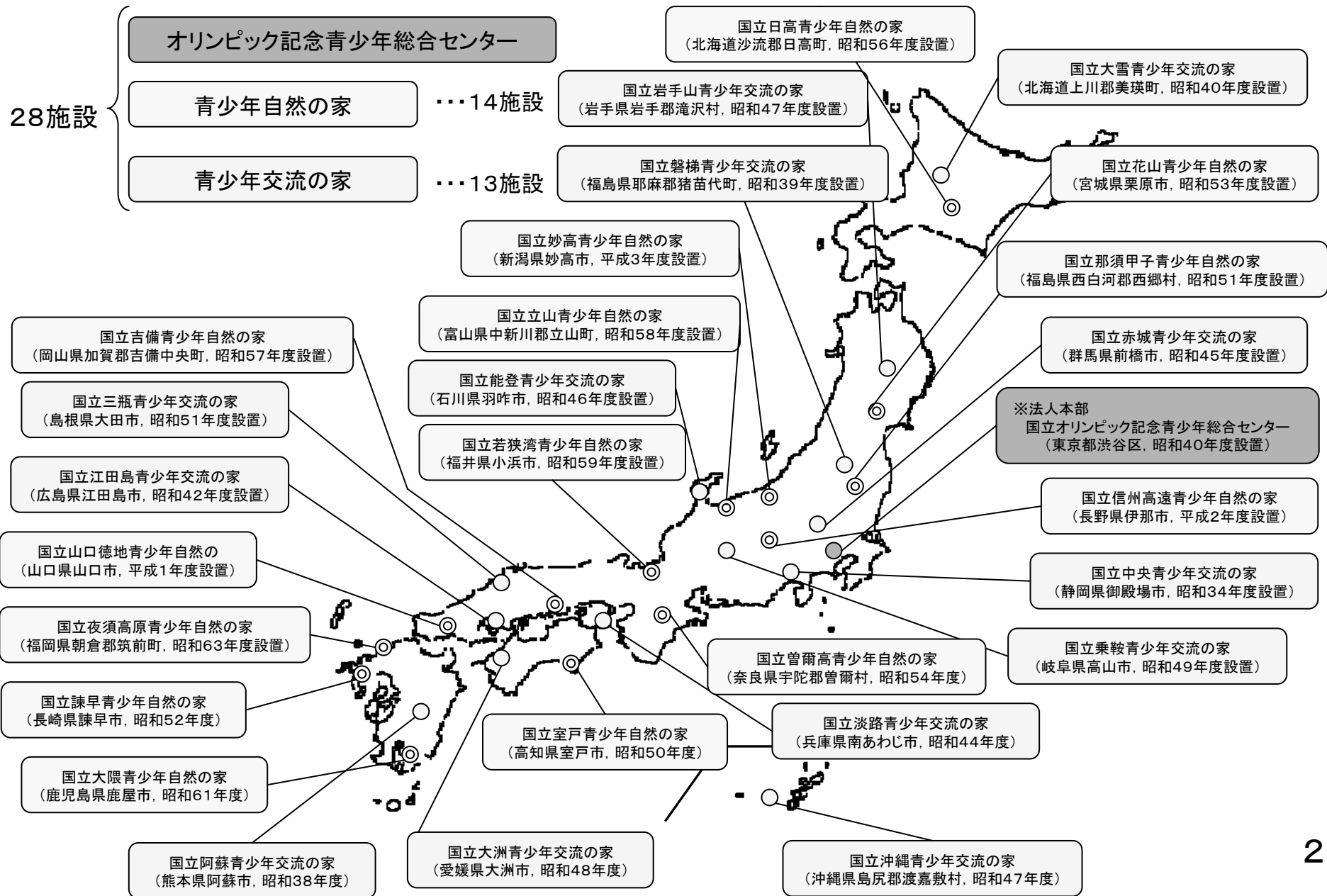
・目的利用率
83.7%

〔利用者のうち、青少年及び青少年教育指導者の占める割合〕

・宿泊室稼働率
61.4%

〔過去最高の稼働率〕

国立青少年教育施設



国立青少年教育振興機構の見直し当初案について

組織の見直し

- 青少年交流の家及び青少年自然の家の自治体等への移管
 - ・青少年教育のナショナルセンターの役割を果たしつつ、文部科学省と連携し、自治体等への移管に取り組む。
 - ・民間への移管を進めるため、試行的に民間による新たな運営方策を検討するなどの取組を進める。

事務・事業の見直し

<企画事業>

- 青少年教育のナショナルセンターとして、公立施設等におけるニーズや普及状況、各施設の立地条件や自然環境等を踏まえ、真に担うべき事業にさらに精選重点化する。

<調査研究事業>

- 学術的に体験活動の効果について明らかにするなど、我が国の青少年教育の振興のための政策立案に必要な調査研究を行う。

<連絡協力促進事業>

- 公立施設等関係団体とのネットワークを構築し、体験活動の推進に関する情報を収集・提供するなど、関係団体等との連携した全国的な活動を行う。

<各施設の安全管理体制の推進>

- 施設設備やプログラムの内容を確認・点検し、安全・安心な施設運営に取り組むとともに、安全に関する情報の共有及び全国への発信に努める。

運営の効率化及び自律化の見直し

○ 随意契約等の見直し

- ・随意契約については、原則一般競争入札に移行するとともに、1者応札とならないよう、競争性を確保する。

○ 自己収入の拡大

- ・引き続き、受益者負担の在り方について検討を行うなど、自己収入の拡大を図る。

○ 保有資産の見直し

- ・不用資産の処分などを行い、資産のスリム化を図る。

○ 人員配置の見直し

- ・機構本部及び各教育拠点の役割を見直し、適切な人員配置に努める。

行政刷新会議「事業仕分け」

事業仕分け結果と平成22年度予算における対応状況

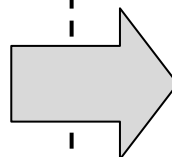
事業仕分けの結果

国立青少年教育振興機構

自治体・民間へ移管

【主な理由・コメント】

- 自治体・民間へ移管、特に青少年交流の家、青少年自然の家については国の事業として廃止すべき等



文部科学省における 平成22年度予算への対応

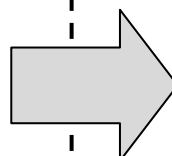
- 青少年教育のナショナルセンターの役割は果たしつつ、青少年交流の家、青少年自然の家については、諸条件が整ったところから順次自治体等へ移管準備に着手する

子どもゆめ基金

基金廃止(国庫返納)

【主な理由・コメント】

- 基金は国庫返納すべき等



- 基金は民間出えん金を残し政府出資金全額を国庫返納するが、事業費（23億円）を国立青少年教育振興機構運営費交付金の中で予算措置し、確実に事業が実施できるようにする

業務の効率化 等

■経費の効率化

項目	数値目標	H21年度までの削減率
一般管理費	平成17年度予算額と比較して5年間で15%以上	18.0%
業務経費	平成17年度予算額と比較して5年間で5%以上	9.2%

■自己収入実績額

(単位:千円)

区分	平成18年度	平成21年度	平成18年度との比較
事業収入等	1,046,758	1,200,695	+14.7%
寄附金収入	15,105	25,107	+66.2%
受託収入	56,407	112,783	+99.9%

■自己収入増加の取組

- ・平成19年10月より、青少年交流の家、自然の家において、一般利用者から施設利用料徴収を開始した。
- ・平成21年10月に、オリンピックセンターにおける施設利用料の改定(約25%増)、青少年交流の家、自然の家におけるシーツ洗濯料の改定を行った。
- ・平成22年度より新たに、研修支援事業において教材購入が必要なものや特別の技能等を有する外部からの指導者の配置が必要な特定の活動プログラムの実施経費等について、受益者に負担させることとした。